

大気汚染防止法の一部改正に伴い、令和3年4月から

アスベスト工事の規制が強化されました

○特定建築材料の範囲の拡大

特定建築材料を**吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料**と規定しました。

(いわゆるレベル3建材が特定建築材料に追加されました。)

・届出対象特定工事

吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事が届出対象となりました。レベル3建材に係る特定工事については、届出の対象ではありません。

また、**吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材**については、**レベル3建材**として取り扱うこととなったため、**届出不要**となりました。

※ただし、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けパーミキュライトについては、これまでと同様に「吹付け石綿」として扱います。

○事前調査について

特定建築材料の有無に係らず、以下を行います。

- ・書面及び目視による事前調査の実施（元請・自主施工者）
- ・一定の知見を有する者による事前調査の実施（元請・自主施工者）
（令和5年10月1日施行）
- ・事前調査結果・届出内容の発注者への**書面**説明（元請）
- ・事前調査結果記録の作成・保存（元請・自主施工者）
- ・事前調査結果記録の写しを解体等工事現場に備え置き（元請・自主施工者）
- ・下請負人への説明（元請）
- ・事前調査結果の掲示（元請・自主施工者）

・都道府県知事への報告（元請・自主施工者）（令和4年4月1日施行）

【事前調査結果の報告に関するチラシ】

<http://www.env.go.jp/air/air/asbestos/index6/20210715%20jizen-kekka.pdf>

→報告義務違反・虚偽報告（**罰則**あり）



○特定粉じん排出等作業の作業基準について

- ・特定工事開始前に作業計画を作成（元請・自主施工者）
- ・特定粉じん排出作業に係る掲示（元請・自主施工者）
- ・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について、作業基準を新設
- ・作業基準の遵守義務等（元請・自主施工者・**下請負人**）
→作業基準遵守義務及び作業基準適合命令等（**罰則**あり）

○特定建築材料の除去等の方法

- ・特定建築材料の除去等の措置及びその方法の義務付け（元請・自主施工者・**下請負人**）
→義務違反（**罰則**あり）
- ・特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存（元請・自主施工者）
- ・作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存（元請）
- ・特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無を確認

参考：【東京都環境局 HP：東京都アスベストアスベスト情報サイト】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

